

土佐町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、性的指向及び性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指した、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向や性自認のあり方が少数である者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップにある2人であって、そのいずれか一方が町内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に町内への転入を予定している者は、次の各号のいずれにも該当する場合に宣誓をすることができる。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項第3号において同じ。）がいないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していないこと。
- (3) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について、あらかじめ町と調整するものとする。

- 2 宣誓をしようとする者は、そろって町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓の日以前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて、町長に提出するものとする。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 当事者のいずれかが町内への転入を予定していることを証明するに足りる資料（当事者が町内に住所を有していない場合に限る。）
 - (3) 戸籍の抄本その他配偶者がいないことを証明することができる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 3 宣誓をしようとする者は、そのいずれか一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び町職員の立会いの下、これを代書させることができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、第2項の規定により宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、町に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

(5) その他町長が適当と認める書類

- 5 宣誓をした者（前条に規定する町内への転入を予定している者に限る。）は、当該宣誓をした日から14日以内に、住民票の写し等町内へ転入したことを証明する書類を町長に提出するものとする。この場合において、当該期間内に当該書類の提出が困難である場合には、速やかにその旨を町長に申し出なければならない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により通称名を使用することを希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類を、宣誓する時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 町長は、第4条第2項の規定により宣誓書を提出した者が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該提出者に対し、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）に、宣誓書の写しを添付して交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用するときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損その他の事由により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けようとするときは、既に交付した受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付申請書の提出について準用する。
3 町長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付するものとする。
4 前項の規定により受領証等の再交付を受けた宣誓者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を町長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に当該変更の内容を確認することができる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 宣誓者は、前項の規定による変更届の提出の際に、第4条第4項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
3 町長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は、町が回収するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号。以下「返還届」という。)に受領証等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が町内に住所を有しなくなったとき(第12条第1項に定める場合を除く。)
- (4) 次条の規定により宣誓が無効となったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

3 町長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

4 町長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、同号の事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条又は第4条第5項の規定に違反するとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第11条 宣誓者は、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)を町長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式第8号)の交付を受けることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による証明書交付申請書の提出について準用する。

(地方公共団体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している地方公共団体へ転出することにより町内に住所を有しなくなる場合であって、町長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第9号)を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該地方公共団体において継続して使用することができる。

2 本町と協定を締結している地方公共団体から町内に転入した者であって、継続使用の手続が行われたものは、当該地方公共団体から交付されたパートナーシップを証明する書類を本町において継続して使用することができる。

(施策の推進に当たっての配慮)

第13条 町長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

(宣誓書の保存期間)

第14条 町長は、宣誓者のパートナーシップが継続している間に限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定により返還届が提出された場合、同条第3項の規定により受領証等が返還されたものとみなした場合又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望する場合には、これを廃棄することができる。

(啓発)

第15条 町は、町民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。